

法人の役員就任に必要な書類

(代表者変更) ※協会への届け出は代表者変更の場合のみ必要

届出先	チェック	書類名
府庁および 地方整備局		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書 (第2面)
		宅地建物取引業免許証書換え交付申請書 代表者変更の場合のみ
		誓約書 (添付書類2)
		★ 略歴書 (添付書類6)
		★ 履歴事項全部証明書 発行後3か月以内のもの
		身分証明書 発行後3か月以内のもの 本籍地の役場にて取得
		登記されていないことの証明書 発行後3か月以内のもの 大阪法務局での窓口交付か東京法務局での郵送交付
		★ 宅地建物取引業に従事する者の名簿 (添付書類8) 常勤の役員の場合のみ
		免許証 (原本) 代表者変更の場合のみ
		免許証書換え交付手数料 ※POS連絡票必要 ¥500 代表者変更の場合のみ
宅建協会 ○は必須		○ 会員名簿登録事項変更届 (3枚)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		○ 新免許証の写し 後日発行されてからの提出可
		○ 連帯保証書および誓約書 ※押印要
		○ 代表者個人の印鑑証明 ※原本 発行後3か月以内のもの
		△ 大政連年会費に関する同意書・徴収方法について 大政連の加入の方のみ
		○ 口座振替依頼書 ※口座番号に変更がない場合も新代表者名義にて提出要 ※押印要 (銀行お届け印)
		○ 顔写真 スマホ等で撮影したもので可
		△ 会員カード返却 (正 A B)

①上記書類は、泉州支部HP (下記リンク参照) よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

<https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/yakuin-shuunin/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部 (正・副) 作成し提出してください。(知事免許の場合) (変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府収受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。

※ 協会への代表者変更手続きは、郵送または支部までご来館お願い致します。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp